



編集・発行
自治労連埼玉
さいたま市浦和
区岸町7-12-8
TEL
048-866-0661
FAX
048-866-1186

所属や党派を超えた
オール埼玉総行動
3月6日(日)
午前10時半
大宮駅前 鐘塚公園
戦争法廃止、9条擁護
で呼びかけます。

戦争法の廃止を求める

2000万人署名 に参加を!



熱く署名参加を呼びかける
県本部西口書記長に聞く

自衛隊が海外で
戦闘行為を行う

昨年9月に強行成立させられた戦争法が発動されるとどうなるでしょう?

70余年にわたって戦争をしない国と海外で認識されてきた歴史と信頼が崩れます。

その結果、日本本土への攻撃や海外邦人への危険が高まります。

軍事費が増加する

新年度国家予算案では海外での戦闘用兵器購入のために軍事費は5兆円を超えました。さらに部隊配備費、燃料費、損耗兵器・資材の新規購入などで修正予算が増加しかねません。

暮らしも自治も圧縮

その結果、国民の社会保障関係費はさらに圧縮。地方への財政支出は削減となるでしょう。財政赤字も増えます。

職員の暮らしに波及

そうした事態では公務員の賃金・労働環境、仕事の自由度はさらに厳しく制限されるでしょう。

発動前に廃止しよう

自治労連は、第二次世界

大戦で国民を戦争に駆り立てた「召集令状」は二度と配らない決意をしています。

みなさんも、人間が人間を殺す戦争体制に協力などしたくないと思います。だから、今、この「署名」を力に戦争法が発動される前に「廃止」させましょう。

有権者の二割に参加を求め、過去に例のない挑戦に変わってください。世論が政治を変える力です。

誰が署名を呼びかけているの？ 何を求める署名なの？

この署名は、夏の猛暑の中で「憲法9条守れ」「立憲主義守れ」「平和を守れ」と訴えていた様々な市民団体、シールズなどの学生、ママの会など、詳しくは署名用紙で!

- 一、戦争法である「**平和安全保障関連法**」をすみやかに廃止してください。
- 一、**立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかしてください。**

本当に署名は力になるの？

「戦争法廃止」で3つの流れが合流して大河の世論になっています。

その具体的な流れである「2000万人署名」が広がっ

※1 平成28年度 国の予算では

| | H27年度予算 | H28年度予算 | 増減 |
|------|---------|---------|-------|
| 地方財政 | 21.3兆円 | 20.5兆円 | ▲3.7% |
| 軍事費 | 5.0兆円 | 5.1兆円 | +1.5% |

*地方財政は地方交付税+臨時財政対策債

海外活動用兵器の特徴

- イージス艦 1734億円 (埼玉の全町村の年間予算相当)
- 機動戦闘車 252億円 ~1両7億円×36両
- 空中給油機1機231億円 ~米軍の空爆活動支援用
- オスプレイ4機447億円 ~装備や交換機材含まず
- 他にも、ステルス戦闘機6機(1084億円)、潜水艦建造636億円、早期警戒機1機260億円、等々を計上

にむけて政府への行動を呼びかけてきた人たちです。

第2の流れとは、安保や自衛隊は必要だが、自衛隊が海外での戦争に負担することは許されないという人たちが、安倍政権の暴走を批判する元自民党幹部の方などもいます。

第3の流れとは、一つの内閣の閣議決定で憲法解釈を大転換させたことは許されないとする、学者、内閣法制局や最高裁の主要な役割を歴任してきた人たちと、その同調者です。憲法上の手続きを取らずに国会の多数で強行した事態に危機を感じている方々です。いま、日本の平和に危機を感じる国民が、共感をもちに署名に踏み出せば、拡がることは確実です。

危険な政治を押し止めるのは、あなたの参加です。

私も「署名」の呼びかけ人です

国民が主権者であり続けるために

私たちはこの国をどんな国にしたいのか。何事も力で押し通す国など望んでいない。自由にモノが言える国、敵を作らない国、独立主権国家、そして何よりも非戦の国をめざして来たはずです。

立憲主義と民主主義を回復し、国民が主権者であり続けるためにそれぞれができることを続けましょう。

私も全国の皆さんと共に違憲訴訟という手段も使い戦争法廃止に向けて闘い続けます。

今こそ一人ひとりが自立した市民として主体的に行動するチャンスです。



弁護士・伊藤塾塾長 伊藤 真さん

戦争法の廃止を訴えます

2人の話を聞かない聞かれないことに答えない話をすり替えるなどのことを言っています。

安倍首相は、夏の参院選に向け、改憲に手を付ける意欲をあからさまにしています。国会答弁では「国民の理解は不十分」としながら、安保法の強行と同じパターンで、多様な意見に耳を貸さずに改憲を進めようとしています。

改憲の実績をつくって、その後の改憲のハードルを低くしようというのが「緊急事態条項」の新設です。これは、「戦争」「自然災害」「社会秩序の混乱」などを「緊急事態」とし、憲法の効力を一部ないし、全部停止できる仕組みを憲法に盛り込ませます。災害時の国民の協力は実証済みです。地方自治体と職員の自主的な支援体制にも実績があります。



ちよっと待った!

安倍政権の改憲!

中高生からも、こうした自己中心的暴走を「アベ過ぎる」と揶揄されるありさまで。

「緊急事態条項」でお試し改憲を先行か

改憲の実績をつくって、その後の改憲のハードルを低くしようというのが「緊急事態条項」の新設です。

もつというものです。安倍首相は、自然災害対策を強調すれば国民の反対は抑え込めると考えています。しかし、本当のねらいは、自衛隊攻撃時には戦争に反対する世論を抑えて、円滑に戦争を遂行できるように、憲法の効力を停止することです。自然災害の際は、憲法の人権条項にそって、復興対策に最大限の国力を集中すればよいことです。首相の特別の独裁権力を使って、憲法の効力を停止する必要など全くありません。災害時の国民の協力は実証済みです。地方自治体と職員

の遅れや、その後の復興の手を抜いているのが政府サイドではないでしょうか。

職員にも国民の一人としての権利が憲法で保障されています。だから、基本的人権(11条)、幸福追求の権利(13条)や法の下の平等(14条)はもちろん、思想・良心の自由(19条)、表現の自由(21条)は保障されています。これは労働組合がそう言っているのではなく総務省や学者の見解です。そして、職員が住民全体の奉仕者という使命を持つことと、様々な圧力やしがらみを原因に政治的中立性が損なわれたり、行政の公正な運営に支障をきたさないように、地方公務員法36条で、ある特定をした「政治的行為」についてのみ、禁止または制限をしています。こうした禁止・制限にあたる「行為」を明確にすることで、その他の行為の自由(憲法に保障された自由)を保障し、逆にどこから圧力があっても政治的行為を強要されることがないようにし、また、国民から見ても何ができて何がダメなのか誤解されないようにしたのです。これも、組合の見解ではなく、公務員の研修機関や鹿児島重治氏だとか橋本勇氏だとかという地公法の逐条解説者の見解です。



憲法に保障された国民の権利として「署名」や「運動」に参加することが、平和・安全な日本に必要な

律の制定・廃止に賛成・反対することや、「政策の実現・変更を求める行為」(署名、勧誘や募金含め)などは、地公法36条2項が定める、特定の政党や内閣・首長等に反対することには該当しない3ので、まったく自由に署名したり、集めたりすることが出来ます。条例制定の直接請求代表

者や署名収集人となることまで出来ます。議会の解散請求も自分が署名をすることなら出来ます。とんでもない珍論!不勉強!ところが実話として、「公務員は署名をしてはいけない」と地公法に書いてある」と言った課長がいたそうです。そんな管理職がいる市があるなんて、びっくりポイントです。地公法36条2項の1号から4号の行為には「勧誘運動」「署名運動」や「募金」の禁止の「文字」が出てきます。そこだけを読んで判断したそうですが、前提として、2項本文の「特定」「支持・反対」「目的」あるいは「選挙」などの要件と「行為」の両方に完全一致した場合に禁止の対象になるのであって、その他はまったく自由で、思想・良心の自由や表現の自由は完全保障です。実は、3のとおり、むしろ、「特定」「支持・反対」「目的」の意味する内容は極めて狭く、「勧誘」「企画・主宰・積極関与」などの意味も限定されています。労働組合が行う署名で禁止や制限に該当するものはありません。戦争法の廃止を求める署名は、集めることも、することも、まったく自由です。



3 旧地方自治法の地公法36条運用通知では対象が特定明示された政党や内閣を存続増勢(支持の解釈)、崩壊反対の言葉の解釈(とせ)が具体的かつ明確に表示された行為だけを36条の対象に限定しています。また、勧誘には友人知人は含まれず、企画・積極関与も援助行為や参加行為は含まれないとしています。したがって極めて限定的です。